



■ 5・6年生がカヌー体験

川辺町教育委員会は、マリンスポーツに親しんでもらおうと、町内の小学校5・6年生を対象に年間数回にわたりカヌー教室を実施しています。

この日は西小6年生が受講しました。カヌーは慣れるまでは、まっすぐ進むことが難しく、同じところでグルグル回ってしまいますが、昨年から引き続き2年目の受講となる6年生は皆、水上に出るなり、まっすぐに力強く漕ぎだしました。その上達ぶりに指導員も驚いていました。児童らは1時間程のクルージングを気持ちよさそうに楽しみました。



8

2007年
岐阜県川辺町
広報Vol.458

目次

特集：安全・安心な暮らし……………	2～5
わたしたちのまちのこんな話題……………	6～7
図書館だより……………	8
わたしの作品……………	8・9
保健センターだより……………	9
おめでた・おくやみ……………	9

小口融資……………	10
リバーサイドフェスティバル……………	11
選挙のお知らせ……………	12
青少年育成会議だより……………	13
児童館・子育て支援センターだより……………	14
まちのカレンダー……………	15

入札結果……………	15
上下水道課からのご案内……………	15
情報ボックス……………	16・17
ふるさとの史話（その24）……………	18
町長の机から……………	18

安全・安心な暮らし



安全・安心に生活していくことは、みなさん共通の願いです。昨年行った住民意識調査でも地域防犯や防災体制といった項目は重要度の上位に挙げられ、安全・安心に対する関心の高さがうかがえます。

さまざまな事件が報道されている昨今、川辺町でもいつ犯罪が発生するかわかりません。被害者にならないよう、現状を知り、日頃から対策をとることはとても重要です。

今月号は「安全・安心な暮らし」について特集します。

川辺町の 犯罪発生状況

犯罪発生件数

犯罪などとは無縁な印象のある川辺町ですが、近年は年間100件を超える犯罪が発生しています（表1参照）。凶悪犯や粗暴犯もわずかながら発生していますが、犯罪件数の大部分は窃盗犯が占めています。

年度	総数	凶悪犯 (殺人・強盗・放火・強姦など)	粗暴犯 (暴行・傷害・恐喝など)	窃盗犯 (侵入盗・乗物盗・非侵入盗など)	知能犯 (詐欺・横領・偽造など)	その他刑法犯 (住居侵入・器物損壊・公務執行妨害など)
平成15年	150	1	2	128	0	19
平成16年	160	2	0	150	8	17
平成17年	136	1	1	104	6	24
平成18年	111	1	2	83	9	15

表1：川辺町の犯罪発生件数（資料：岐阜県警）

窃盗の手法としては空き巣

などの侵入盗のほか、自動車や自転車などの乗り物盗、車上荒らしや自販機荒らしの非侵入盗など多種におよんでいます（表2参照）。ここ数年間で侵入盗は減少傾向にあるものの、乗物盗や車上荒らしは依然として頻発しています。

年度	総数	侵入盗 (空き巣・事務所荒しなど)	乗物盗			非侵入盗						
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上荒し	自販機荒し	万引き	部品ねらい	その他		
平成15年	128	32	25	10	1	14	71	20	29	4	8	10
平成16年	150	32	24	6	0	18	94	30	34	5	7	18
平成17年	104	13	31	5	0	26	60	13	18	0	6	23
平成18年	83	4	21	5	1	15	58	26	10	2	5	15

表2：川辺町の窃盗犯手法別発生件数（資料：岐阜県警）

「田舎だから安心」などと言えたのは昔の話で、近所づ

きあいが希薄になりつつある現代では、警戒心の弱い田舎は泥棒に狙われています。残念なことですが、川辺町でも窃盗などの犯罪が起こりうるということを認識して生活しなくてはなりません。

窃盗被害に遭わないために

1. 施錠 《侵入盗を防ぐポイント》

住宅侵入盗被害の約6割が無施錠のドアや窓からの侵入です。泥棒は、朝のゴミ出しや子どもの送り迎えなどのわずかな時間でも盗みを完了させてしまいます。短時間でも家を空けるときは、すべての侵入口を施錠しましょう。

2. ガラス破り対策

カギがかけてあっても、泥棒はガラスを割ってカギを開け、侵入してしまいますが、5分以内に侵入できないと7割が、10分では9割があきらめると言われています。ガラスに防犯フィルムを貼ったり、補助錠をつけて、侵入に時間をかけさせるのは、大変効果的です。

3. 活発な近所づきあい

泥棒は人目を非常に気にします。盗みに入る前に近所の人にジロジロ見られたり、挨拶をされると犯行を止めます。長時間留守にするときは、近所に一声かけるなど、近所の連携が大切です。また塀や垣根を低くし、近所からの見通しを良くすることも効果的です。

《乗物盗、車上荒らしを 防ぐポイント》

1. ドアロック

被害の多くは、ドアロックのかけ忘れやエンジンをかけたままコンビニなどで買い物をしていて被害にあうケースです。乗物盗、車上荒らし対策はドアロックが大原則です。また、キーレスエントリー装置を使っていると、自分ではロックしたつもりでも、ロックされていないことがあるので、ドアノブを引いて確認することを習慣づけましょう。

2. 盗難防止装置

自動車盗難事件の増加とともに、自動車盗難防止装置もブザーが鳴るもの、ハンドルをロックするものなど、さま

ざまなものが増えてきました。こうした市販の盗難防止装置を取り付けるのも盗難防止に効果があります。

3. イモビライザー

鍵と車で電子的な照合を行うイモビライザーは、不正な合鍵などではエンジンがかからないため、自動車盗の切り札とされています。以前は高級車に採用されていたのみでしたが、最近では小型車にも標準装備されている車種が増えています。

4. 車内に貴重品を置かない

車内の外から見ると、車内には靴を置いたまま車から離れるのは、盗んでくださいと言っているようなものです。たとえ貴重品が入っていないくても、ガラスを割られるなどの被害を受けますので、外から見えるところに靴を置かないことが大切です。また鍵がかかると、グローブボックスに通帳やキャッシュカードを入れてある人もいますので、大変危険ですのでやめましょう。

子どもに迫る危険

全国各地で子どもが被害者となる、痛ましい事件が発生しています。誘拐や強制わいせつなどの犯罪には至らなくとも、子どもたちに不安や恐怖を与えるような言動を「声かけ事案」と呼んでおり、子ども向けられる犯罪の前兆としてとらえられています。平成18年度には岐阜県内で127件の声かけ事案が警察に届けられました(図1参照)。時間帯別に見ると下校時間である15時から18時の間に集中していることが分かります(図2参照)。また、声かけの対象者は小学生の男子、女子と中学生の女子が多く、体力的に弱いものが狙われている実態がうかがえます(図3参照)。「うちは男の子だから大丈夫」と考えている方もいるかもしれませんが、男子でも安心できない現実が浮き彫りになっており、そのような認識は改める必要があります。

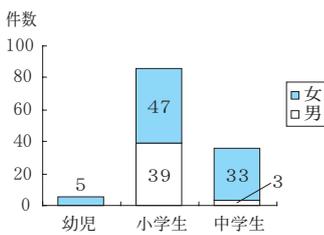


図3：男女別対象者数(18年度)
(資料：岐阜県警)

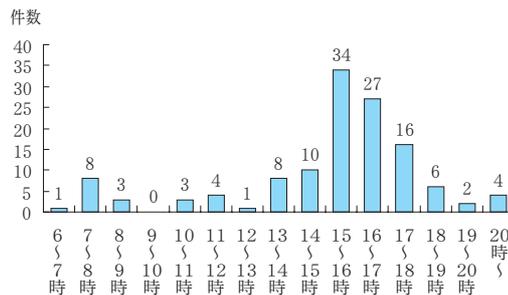


図2：時間帯別発生件数(18年度)
(資料：岐阜県警)

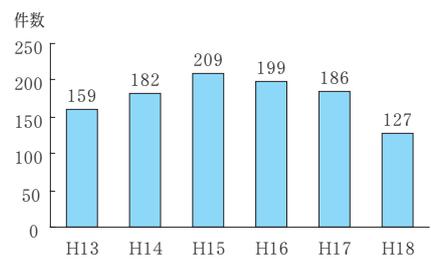


図1：岐阜県内の声かけ事案発生数の推移
(資料：岐阜県警)



○6月10日 午後3時頃
下麻生駅で女子生徒が一人で座っていたところ、30代くらいの男が近づき、下半身を露出した。

○5月17日 午後7時頃
ユーストア近くの駐車場で白いワゴン車の男が下半身を露出した。

○4月6日 午後3時半頃
上川辺中組公民館付近で小学生男児が、後ろから来た黒っぽい自動車に追いかかれた。

平成18年度に発生した
声かけ事案・不審者情報
(一部)

幸いにも川辺町では、重大な被害報告はありませんが、昨年度中も数件の声かけ事案や不審者情報が寄せられており、決して油断できない状態であるといえます。

地域の防犯団体

このような治安の悪化、子どもを狙った犯罪の増加を受けて、平成18年に川辺町の各地区で防犯団体が相次いで組織されました。登下校時の児童生徒やお年寄りの安全を守るパトロール隊や夜間に青少年の溜まり場などを巡回する防犯団体などが、各地区で地道な活動を続けていただいています（左表参照）。

さらにPTAや商工会も自家用車や商用車に防犯ステッカーを貼り、犯罪の抑止力向上に努めていただいています。

川辺町の防犯団体一覧

【登下校時の見守り活動】

名称	人数	活動母体
川辺町鹿塩地区防犯パトロール隊	39	区
下麻生区防犯パトロール隊	78	区
中川辺第四福寿会	149	福寿会
中川辺第三福寿会	30	福寿会
下川辺区防犯パトロール隊	13	区
西栃井福寿会	66	福寿会
上川辺区防犯パトロール隊	26	区
比久見区防犯パトロール隊	75	区
石神防犯パトロール隊	46	区
下吉田区自治会	113	区

【夜間の巡回活動】

比久見C. P. P	10	有志
K・Y防犯パトロール隊	7	有志

また町内の125軒が「子ども110番の家」として警察から委嘱され、子どもに駆け込み場所を提供しています。



子ども110番の家



防犯ステッカー

夜間の見回り活動について

K・Y防犯パトロール隊 隊長

小嶋隆さんに聞きました。



少年たちが夜遅くに公園で騒いでいたとか、学校のグラウンドで花火をしていたという話が頻りに耳に入ったため、少年たちが非行に走ったり、犯罪に巻き込まれるのを防ぐためには、誰かがやらなければと思ひ立ち、昨夏にパトロール隊を結成しました。

夏期は週1回、それ以外は隔週で、夜間に公園やゲームセンターなど、少年たちのたまり場を巡回し、帰宅を促したり、ゴミの持ち帰りを呼びかけています。また自分たちもゴミ袋を持ち、ゴミ拾いを行っています。

活動中に少年から反発や、威嚇されるようなことはなく、帰宅を促せば素直に「はい。」と返事してくれます。また最近では活動する姿を見ると帰る子もいます。

保護者の方には、お子さんを県条例で定められている午後10時までに帰宅させていただきようお願いします。また、夏季には学校のグラウンドや公園で花火やバーベキューをされる方が増えますが、これらの行為は原則禁止されていますので、ご協力をお願いします。



子ども会活動にも参加

子どもの見守り活動について

川辺町鹿塩地区防犯パトロール隊 隊長

横田 広義さんに聞きました。



平成17年12月に結成し、翌年1月から活動をしています。当時は全国で子どもが被害者となる事件が相次ぎ、また鹿塩では熊の目撃情報もあったため、有志を募り、パトロール隊を組織しました。現在隊員は40名ほどで、5人1組の8班に分かれて当番制で活動しています。

鹿塩から学校までの通学路には民家などがなく、人目につかない区間が1.5km程ありますので、その間を登下校時に子どもたちと一緒に歩いています。活動を始めてからは、交通事故や不審者による声かけ事案などは発生していません。また、顔なじみになった子どもたちが、積極的にあいさつをしてくれるようになったことも良い効果だと思います。

当番の日は朝夕に活動があるので、他の予定を入れられなくなってしまいますが、子どもたちの安全には代えられません。それに隊員の多くは、ちょうど孫が学校に通っている年代なので、張り切って活動しています。



活動の様子

防犯団体連絡協議会

6月28日に第1回川辺町防犯団体連絡協議会が行われ、目的を同じくする前頁の12の防犯団体の代表者が初めて一堂に会し、活動状況の報告や情報交換を行いました。

会議では有意義な意見・情報の交換が行われ、今後団体間の連携を強め、勉強会などを合同で行っていくなどの提案が出されました。



防犯団体連絡協議会

生活安全推進協議会

川辺町は、町民の安全な生活のため平成17年から「川辺町生活安全推進協議会」を設置しています。

これは町民生活の安全に関する問題やその解決策などについて、広く意見を収集し、協議するためのもので、委員は交通安全協会、消防団、商工会、女性の会、福寿会、防犯パトロール隊などの団体の代表者や川辺交番所長、可茂消防川辺出張所長、学校長、

教育長、町担当者など幅広い分野のメンバーで構成されており、年間数回に渡り、防犯防災、交通安全など町民の安全に関して、分野の垣根を越えて、意見交換や協議がなされます。

また、一団体では対処しきれないようなことや、各分野をまたがるような問題には団体間で協力体制をとり、問題の解決にあたることもできます。

町の取り組み

川辺町では公用車に青色の回転灯を装備し、週に数回、講習を受講した町職員が登下校時や夜間に町内全域のパトロールを行っています。

また防犯団体に帽子やベスト、横断旗などを支給し、活動を支援したり、小学校に入学した児童に防犯ブザーを配布しています。



町からの支給品

子どもを守るために町民のみなさんへお願い

子どもを犯罪から守るためには各家庭での防犯教育が重要ですし、また地域のみなさんの協力が不可欠です。以下に町民のみなさんに実践していただきたいことを記載しましたので、参考にしていただき、地域ぐるみで犯罪を追究しましょう。

1. 「イカのおすし」

子どもたちに、不審者などに会ったときの対処の基本「イカのおすし」を教えてあげましょう。

イカ：行かない（知らない人）
について行かない

の……乗らない（知らない人の車に乗らない）
の……大声で叫ぶ（助けて）と大声を出す

す……すぐ逃げる（大人のいる方に逃げる）

し……知らせる（どんなひとが何をしたか言う）

ブザーを携帯させ、日頃から使いたい方や電池を確認しましょう。

3. 行き先の確認

子どもが出かけるときは、行き先と帰宅予定時間を確認しましょう。

4. 危険箇所の把握

近所の犯罪に巻き込まれやすい危険な箇所や「子ども10番の家」を子どもと一緒に歩いて確認しておきましょう。



5. 子どもの様子見を

買い物や散歩などで子どもを見かけたらしばらく様子を見守ってください。特に一人でいる子は気を付けてあげてください。また防犯ブザーの音が聞こえたら、周囲を見回ってください。

知っていますか？ 防犯灯と道路照明灯の違い

町内各地に設置されている照明には防犯灯と道路照明灯がありますが、違いをご存じでしょうか。防犯灯は防犯を目的に区などからの要望により町が設置し、電気代は区費などで賄われています。サイズが小さいため、電柱に共架されているものが多いです。一方、道路照明灯は交通事故防止を主な目的に交差点などに設置され、電気代は町が支払っています。

どちらも照明灯ですが、このように設置の目的が違うため、防犯灯は総務企画課、道路照明灯は基盤整備課が管轄しています。ご面倒ですが、お気づきの点や要望などは、それぞれの担当課に話をいただくとスムーズな対応をさせていただきます。よろしくお願いいたします。



防犯灯



道路照明灯

【問い合わせ先】

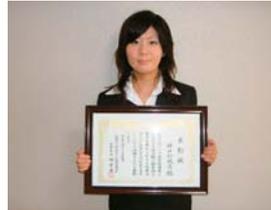
役場総務企画課

Tel 53-2511

6
17
(日)

子ども会育成連合会理事表彰

子ども会活動発展の功績が認められ、子ども会育成会連絡協議会（団体表彰 加藤茂雄前会長出席）と同顧問理事の羽田賢治さん（下麻生）、シニアリーダーズクラブ会長の神田紗枝子さん（中川辺）が岐阜県子ども会育成連合会理事表彰を受賞しました。



こ
ん
な

わ
た
し
の
ま
ち
の

話

題

6
21
(木)

西小3年生が水辺の生き物を観察



川辺西小学校の3年生が、雄鳥川で水生生物を観察し、河川の汚染状況の調査をしました。

児童らは川底の石をひっくり返し、サワガニ、カワニナ、ザリガニ、ヒラタドROMシなどたくさんの水生生物を採集しました。サワガニやヤマトビケラなどのきれいな水にしか生息しない指標生物が確認でき、児童らはうれしそうな笑顔を見せていました。

6
21
(木)

園児がカレー作りに挑戦



園児に食材が食卓に並ぶまでの過程を学んでもらおうと、川辺第二保育所でカレーライス作りをしました。材料には、園児らが園の畑で収穫したジャガイモとタマネギを使用しました。

園児らはお米をといだり、野菜の皮を剥いたり、切るなどの家でもしたことのない体験ができました。

初めて包丁を握る子もいましたが、「野菜をおさえる手は猫の手だよ」と保育士に教えてもらったことを守りながら、挑戦していました。出来上がったカレーライスは園庭にテーブルを並べて食べました。園児らは「わたしが切った野菜入ってる？」と探しながら何杯もおかわりをしていました。

6
23
(土)

「まちの先生」が活躍 わくわく子ども教室開催



川辺町では、毎週土曜日の午前中に「川辺わくわく子ども教室」を開催しています。これは、地域の教育力の向上・活用を主な目的とし、町内の各分野の名人に「まちの先生」を依頼し、子どもたちのために、各種教室を開催しているものです。

6月23日（土）はこのうち、子ども料理教室、竹細工教室、自然教室が開催され、どの教室も子どもたちは「まちの先生」の説明に熱心に聞き入り、生き生きと活動していました。

7
4
(水)

川辺中学校「天まで届け、天の川大作戦」



川辺中学校で「天まで届け天の川大作戦」として、願い事を書いた短冊を3本の笹に結びつけました。学校に来るのが楽しみになるようにと生徒会が中心となり企画し、笹は、この取り組みを聞いた保護者が用意してくれたものです。生徒の願い事は、「志望校合格」「中体連優勝」といった進路や部活動に関するものが多くありました。また、6月30日の参観日に保護者に書いてもらった「有意義な学校生活を」「生徒が元気でありますように」といった願いの短冊も一緒に取り付けられました。これらの笹は生徒玄関と裏門に設置され、生徒や地域の人々の目を楽しませました。

7
8
(日)

親子でふれあい「生き生き体験隊」



川辺町では親子のふれあいや親同士の仲間作りを促進するため、毎年、年長児親子を対象とした「生き生き体験隊」を開催しています。今年は関少年自然の家で開催し、57組の親子が参加しました。

レクリエーションや火起こし体験をした後、お昼ご飯の五平餅を親子で一生懸命作り、おいしく食べました。午後からもグリーンオリエンテーリングで自然に親しむなど、非日常的な体験の中で、参加者は親子の絆を深めることができたようです。帰りのバスの中では疲れて眠る子どもやお父さんお母さんの姿が多く見られました。

7
11
(水)

みんないきいき「ほっとサロン」



地域交流ホール（さわやかナーシング川辺内）で、ほっとサロンが行われ、13人が参加しました。

この日は、地域包括支援センター保健師による健康相談と、さわやかナーシングの施設長を講師として、認知症の勉強会を行いました。その後、五感健康法推進ボランティアと一緒に、折り紙で箱を作りました。参加者は、折り紙やおしゃべりを楽しんで、笑顔のたえない時間を過ごしました。

ありがとうございます



鈴木うめの様
お米

嶺川雅彦様
紙おむつ

丹羽光男様
車椅子・ベッド

高井正男様
¥100,000

川辺町日赤奉仕団様
¥10,000

伊勢神宮式年遷宮加茂郡
支部奉賛会様
¥10,000

〈川辺町社会福祉協議会へ〉

寄付・寄贈

◎寄付・寄贈
—ありがとうございます—
—ございます—

社会福祉などに役立
ててくださいと、寄付・
寄贈をしていただきま
した。

おめでた おくやみ

6月中の届け出

*本人及び届け出を出された方の希望により掲載しています。
「掲載を希望される方は、届け出（戸籍届出・証明書請求など）の際に住民課窓口にお申し出ください。」
*敬称略

出生

(左から地区・出生児・保護者・性別の順)

上川辺	佐脇	あいらい 愛	浩二郎	女
中川辺	酒向	りつき 律希	圭介	男
中川辺	松岡	しんご 真吾	幸祐	男
西橋井	田原	よう 耀	真次	男
下飯田	村上	えりな 依梨名	徹治	女



結婚

上川辺	古川	雅之	
=関市		森	綾子
中川辺	紅谷	由貴	
=土岐市		小栗	弘靖
鹿塩	中森	雅章	
=可児市		長谷川	奈美

死亡

(左から地区・死亡者・年齢・性別・世帯主の順)

石神	小栗	刃郎	93歳	男	和義
石神	長谷川	鉄正	69歳	男	本人
比久見	加藤	巖	83歳	男	本人
下吉田	山田	一信	82歳	男	本人
下麻生	山田	英雄	89歳	男	本人

人の動き

人口	11,120人	(28減)
男	5,469人	(8減)
女	5,651人	(20減)
世帯数	3,635世帯	(50増)
平成19年7月1日現在の人口・世帯数 (カッコ内は前年同月比)		

保健センターだより

食中毒を予防しましょう

1年のなかでも7月～8月は、もっとも食中毒が多発する時期です。食中毒というと、レストランや旅館など飲食店で発生するものと思われがちですが、家庭でも多発しています。家庭でできる食中毒のポイントをご紹介します。

食中毒予防の3原則とは？

食中毒の原因菌を「つけない・増やさない・殺す」ことが3原則です。
予防の基本

調理前後や食事の前はもちろん、調理中に生の肉・魚をさわった後やトイレの後、ペットに触れた後には忘れずに手を洗いましょう。

【ポイント1 食品の買い物】

- ・冷凍食品や冷蔵品は最後に買い、早めに持ち帰るようにしましょう。
- ・食品はビニール袋に小分けして、二次汚染を防ぎましょう。

【ポイント2 食品の保存】

- ・調理前の魚や肉は他のものに触れないように保存しましょう。
- ・冷蔵庫の過信は危険です。詰めすぎに注意しましょう。

【ポイント3 調理】

- ・肉や魚を切ったまな板と包丁は、中性洗剤で洗浄し、アルコール消毒や熱湯消毒しましょう。
- ・まな板、スポンジ、ふきんなどは殺菌、乾燥し清潔なものを使用しましょう。

【ポイント4 食事】

- ・食事の前には必ず手を洗いましょう。
- ・調理前、調理後の食事は常温で長く放置しないようにしましょう。

【問い合わせ先】 川辺町保健センター TEL53-2515

狂俳

子午線に夏の日ざしの高くあり
むせかえるほどの緑やほととぎす
静けさの重なる闇の螢の火
釣人を海ごと覆ふ梅雨の雲
耳いつぱい滝音浴びて無言なり
夢に出し人とは無言明け易し
夏草や墓碑の背丈を越えており
老鶯や古今伝授の里深く
紫陽花雨に色まし撓みけり
田を干せば蝌蚪の寄りくる足の跡

梅雨明け 若葉透く風座敷掃く
梅雨明け ビーチパラソル浜埋める
梅雨明け 浜はパラソル咲き乱る
うらぼん 嫁は実家へ里帰る
ちびり 年金を日割で暮らす
ちびり やりくり上手の嫁ほめる
女番台 男嫌いをよるめかす
花見 吉野の山は墨絵めく
花見 春らんまんに酔いしれる
夏見 露天風呂風情をかもす
夏の月 川辺踊りの輪をのぞく
夏の月 肩抱き合つて無言なり
忍び逢い 月に遠慮の影えらぶ

馬場	井戸	川崎	大脇	水野	水野	大脇	村山	栗山	野中	水野	西村	道家	馬場	若井	村山	馬場	馬場	土屋	寺田	名倉	佐伯	渡辺
清流	鹿笛	宏正	彩花	智促	智促	彩花	榮香	里絵	鈴音	智促	穂奈美	梓	周一	国光	智一	孝仁	清一	正子	島子	晃子	美千代	紀子

川辺町小口融資制度のご案内

1 小口融資とは

町内の中小企業者の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達していただくために、岐阜県信用保証協会の保証を受けて融資する制度です。

2 小口融資制度の概要

制度名	市町村小口A型	市町村小口B型
ご利用いただける方	川辺町内で、同一事業を1年以上行っている中小企業者（注1）であって納税要件（注2）を満たしており、他の保証制度の利用のない方	川辺町内で、同一事業を1年以上行っている中小企業者ではあるが、左記の納税要件を満たしていない方で、滞納のない方
貸付限度額	1,250万円 ※他に保証協会の保証を受けている場合は貸付限度額が異なります	1,250万円 ※他に保証協会の保証を受けている場合は貸付限度額が異なります
貸付期間	8年以内	8年以内
貸付資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
信用保証料率	年0.65%	年0.50%～年2.20%
貸付利率	年0.8% 平成19年4月1日現在	年0.8% 平成19年4月1日現在
連帯保証人	個人 不要 法人 不要	個人 不要 法人 法人代表者 ※特別な事情がある場合は連帯保証人を必要とします。ただし、納税要件を満たしている場合は、法人代表者も不要となります
担保	不要	不要
取扱金融機関	大垣共立銀行川辺支店 東濃信用金庫川辺支店	大垣共立銀行川辺支店 東濃信用金庫川辺支店

注1 常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人

※次の方は、対象となりません[農林漁業、金融保険業などの業種を営む方 など]

注2 申込の日以前1カ年間に納期の到来した町民税の所得割（法人の場合は法人税割）を完納している方

3 申込窓口及び相談窓口

次の金融機関が融資窓口となります。

大垣共立銀行川辺支店 TEL53-2611

東濃信用金庫川辺支店 TEL53-2525

4 その他

※融資枠に限度がありますので、お申し込み多数の場合はご要望に添えない場合があります。

※平成19年10月以降に融資する場合は、「融資対象者（ご利用いただける方）」「貸付限度額」等の変更が生じることがあります。

5 小口融資利子補給制度のお知らせ

町の小口融資制度の利用者で、貸付元金、利息を定められた償還期限内に完済した場合、利用者の申請により1年間に支払った利息の約1/2を町が補給する制度を実施しています。（5年限度）

【問い合わせ先】

役場産業環境課 TEL53-7212

～川辺の夏の風物詩～

リバーサイドフェスティバル川辺21

第31回

川辺おどり・花火大会

観客の真上で開く花火、山並にこだまする爆音、水面ではじける水中スターメインなど川辺町の花火は他では味わえない迫力が評判を呼び、遠方からのリピーターもあるなど、年々来場者数を増やしています。お盆で帰省する方も多いこの時期、ご家族や友人とぜひ川辺おどり・花火大会にお越しください。



◆期日 **8月11日(土)**

*小雨決行、荒天時、増水等の場合は翌日

◆場所 **川辺町庁舎前駐車場および川辺ダム湖**

◆主催 **川辺町商工会・商工会青年部**

◆日程 13:00～

オープニングセレモニー

・テープカット

・美濃加茂高校プラスバンド部入場行進

および演奏

・開会式

・川辺町親子写生大会表彰式

14:30～

景品付き餅投げ

15:00～

餅投げ景品引換(本部)

16:00～18:00

鳴子踊り(YOSAKOI)

18:00～19:00

ダンス

19:15～19:35

太鼓の饗宴 川辺太鼓

19:45～20:30

光と音の祭典

20:45～22:00

川辺おどり

子ども向け無料映画会

10:50～

開場

11:10～12:55

子ども向け映画(1回目)

15:00～

開場

15:20～17:05

子ども向け映画(2回目)

ミニ商店街

11:00～22:00

子ども広場

11:00～19:00

◆駐車場

川辺中学校グラウンド

新山川橋東詰駐車場(長江製陶跡地)

川辺西小学校グラウンド

川辺東小学校グラウンド



*時間及び内容については、天候等の都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承下さるようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】 川辺おどり実行委員会(川辺町商工会館内) TEL:53-2327

川辺町選挙管理委員会からのお知らせ

8月26日(日)は川辺町議会議員選挙の投票日です。 「投票は 想いをこめて この手から」

任期満了に伴う川辺町議会議員選挙が、8月21日告示、8月26日投開票の日程で行われます。この選挙は、町政の担い手を選ぶ選挙です。これからのまちづくりを任せられる人を選ぶためにも、大切な一票を無駄にしないように投票にお出かけ下さい。

【有権者】

昭和62年8月27日までに生まれた人で、平成19年5月20日以前から川辺町に住民登録のある人。
なお、今回の選挙は、町外へ転出した人は投票できません。

【投票】

投票は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載してある投票所で投票をしてください。
町内で住所移転（転居）された人で、8月17日以降に役場へ届出をされた人は、前に住んでいた所の投票所でないと投票できませんので注意してください。

【入場券】

選挙の棄権防止や投票所での整理のために発行している入場券は、郵送で皆さんのご家庭へお届けしますが、次の点にご注意ください。

- ・はがき1枚に4人まで記入してありますので、氏名などの内容を確認してください。
- ・投票にお出かけの際は、1人ずつ切り離して持参してください。
- ・万一、紛失されても投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。

【代理投票・点字投票】

目や手が不自由なため、字を書くことができない人は、投票用紙の記入を代理させることができます。
また、目の不自由な人で、点字のできる人は点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

【期日前投票・不在者投票】

期日前投票・不在者投票は、投票日に投票に行けない理由を宣誓書に記入すればできます。印鑑は必要ありません。

期日前投票・不在者投票ができるのは、8月22日から8月25日の午前8時30分から午後8時までです。受付は役場3階第3会議室で行っています。

【郵便による不在者投票】

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの選挙人で、一定の要件を満たし、あらかじめ「郵便投票証明書」を交付されている人は、郵便による不在者投票をすることができます。
「郵便投票証明書」の交付を希望される人は、お早めに町選挙管理委員会へ申し出てください。すでに「郵便投票証明書」をお持ちの人は、再申請の必要はありませんが、有効期限を経過している場合は、再申請が必要ですので、お手持ちの「郵便投票証明書」を確認してください。

【開票】

投票日の午後8時45分から中央公民館ホールで行います。

【選挙公報】

川辺町議会議員選挙の選挙公報を発行します。
選挙公報とは、候補者の氏名、顔写真、経歴、政見などが掲載された紙面で、各世帯に1部ずつ郵送によりお届けします。

大事な投票、忘れずに!



【問い合わせ先】

川辺町選挙管理委員会（総務企画課内）
TEL 53-2511（内線212）

川辺町青少年育成町民会議だより

「家庭の日」啓発カレンダー“絵画”“川柳” 「ぬくもり新聞」“原稿”の募集

川辺町青少年育成町民会議“家庭部会”では、『家庭の日』に関わる啓発活動の一環として、“絵画”“川柳”と“ぬくもり新聞原稿”を、町民に広く募集します。この機会に、家庭の大切さやあたたかさを、絵画、川柳や文章にまとめてみませんか。

【応募資格】川辺町在住在勤者

【募集内容】絵画・川柳・新聞原稿ともに、家庭生活に関わって、日頃思っていることをまとめていただく。
（「家庭のぬくもり」「家族の絆」「家族の共同体験」「家族の語らい」「我が家の家庭の日」「我が家の助け合い」「家族に感謝したいこと」など）

【応募方法】・絵画：画材・大きさ自由

・川柳：「五・七・五」の十七文字。

・新聞原稿：400文字程度の作文・詩。

はがき・封書又は指定の記入用紙にて応募する。

（指定の原稿用紙は、中央公民館にあります。お気軽にお越しください。）

本人の作品・原稿で未発表作品であるもの。（一人一作品）

【応募締切日と送付先】

9月14日（金）必着

〒509-0393 川辺町中川辺1518-4

川辺町教育委員会「家庭の日」の啓発係（直接窓口へ届けていただいてもよいです。）

【その他】絵画、川柳、新聞原稿ともに、優秀な作品を「家庭の日啓発カレンダー」、「ぬくもり新聞」に掲載し、各戸に配布します。

【問い合わせ先】

川辺町教育委員会 社会教育担当 山崎・瀬瀬 TEL 53-2650

中央公民館に防災備蓄倉庫とAEDを設置

～日本赤十字社岐阜県支部が寄贈～

日本赤十字社岐阜県支部より災害時や緊急時の備えとして、防災備蓄倉庫1棟とAED（自動体外式除細動器）1基が寄贈され、中央公民館に設置しました。

中央公民館では、年間を通じて数々のイベントや研修などで、多くの来場者があり、また町の指定避難所にも指定されており、防災備蓄倉庫とAEDの設置により、地域の防災力、救命率の向上が期待できます。



防災備蓄倉庫



中央公民館に設置されたAED

【問い合わせ先】 役場住民課 TEL 53-2513

みんな集まれ！ぼくたち、わたしたちの

児童館

【9月の主な行事予定】

- 1 (土) 映写会の日
- 5 (水) おとうさん広場
- 8 (土) なかまあそびの日
- 12 (水) あかちゃん広場
- 15 (土) 工作の日
- 19 (水) おとうさん広場
- 22 (土) 読み聞かせの日
- 26 (水) あかちゃん広場
- 29 (土) 開放

予定は、変更になることもあります。

スマイル☆きっず

毎月第1月曜日 10:30～



毎月、いろいろな講師の先生やボランティアの方に来ていただき、一緒に楽しい時間をすごします。(事前の申込みが必要です。児童館受付までお越しください。) ※9月はお休みさせていただきます。

映写会

毎月第1土曜日 13:30～



世界の童話や日本の昔話など、楽しいお話を用意しています。自由参加ですので、友達を誘ってきてください。親子の参加も歓迎です。

〈開館時間〉 午前の部 9:00～12:00
午後の部 13:30～17:00

※長期休暇のみ時間がかわります。

〈閉館日〉 日曜、祝日

〈問い合わせ先〉 川辺町児童館 TEL 53-4451

子育て支援センター 憩いの広場

【9月の主な行事予定】

- 4日 すくすくひろば 0・1歳 読み聞かせ
- 7日 わくわくひろば 2歳以上
- 11日 すくすくひろば 0・1歳 カレンダー作り
- 14日 わくわくひろば 2歳以上
- 18日 すくすくタイム 0・1歳 お楽しみ&
- 21日 わくわくタイム 2歳以上 フリートーク
- 25日 すくすくひろば 0・1歳 えのぐ遊び
- 28日 わくわくひろば 2歳以上

☆『すくすくひろば・わくわくひろば』は年齢によって活動内容は、多少異なります。年齢に関わらずご都合に合わせて、どちらにも自由に参加できます。

☆9月の『発育測定・発育相談』は行ないません。

【休館日のお知らせ】

17日(敬老の日)・24日(秋分の日)
祝日の為、休館日となります。

たのしいねっ！プール遊び



お天気のいい日には、みんなでプール遊びをしています。プール遊びは、8月31日まで行なっていますよ！遊びにきてね！！

きれいだねっ！七夕飾り



みんなで七夕かざりを作りました！個性豊かな作品で、とっても華やかでしたよ。みんなの願いがおりひめ、ひこぼしに届くといいな・・・☆

☆「子育て相談」

子育てに関する悩みや不安はありませんか？お気軽にご相談ください。お電話もお待ちしています。

〈開館時間〉 9:30～11:30/12:30～16:00

〈利用対象者〉 0歳～就学前までの児童と保護者

〈休館日〉 土・日曜日・祝日

〈問合せ先〉 子育て支援センター TEL 53-4388

9

9月まちのカレンダー

(都合により日時などが変更になることもあります。)

◆保育所・学校行事

- 3日(月) 始業式 (各小中学校)
 14日(金) 祖父母参観日 (第一・二保育所)
 15日(土) 団結祭 (川辺中)
 22日(土) 運動会 (各小学校)

◆心配ごと相談

- 19日(水) 9:00～12:00 (やすらぎの家)

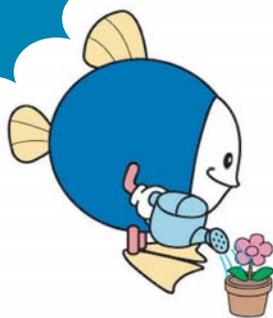
◆ごみ収集

- 11日(火) 陶器類
 24日(月) 燃えないごみ (金物)
 不燃粗大
 資源ごみ (食用缶)
 12日・13日・26日・27日 ペットボトル
 12日・13日 蛍光管
 14日・28日 その他プラスチック
 (午前9時までに出してください)

公共工事入札結果 6月の入札

工事名	予定価格(円)	落札金額(円)	工事場所	落札業者	入札参加業者数
川辺西小学校校舎耐震補強工事	93,870,000	86,625,000	川辺町中川辺地内	佐伯綜合建設株式会社	17

上下水道課 からの ご案内



下水道の接続状況 (平成19年6月30日現在)

	水洗化人口	水洗化世帯	水洗化率
当 月 末	5,506人	1,722世帯	65.4%
前月との比較	+87人	+36世帯	+0.7%
区 域 内 人 口	8,415人		

- 水洗化人口、世帯…下水道利用者人口 (世帯)
- 水洗化率…下水道整備済区域内の下水道利用割合
- 区域内人口…下水道整備済区域内の人口

※
お
願
い

7月に県内において下水道管に紙おむつなど水に溶けない物が詰まり汚水があふれ出すという事故がありました。このような事故を起こさないよう下記の物は流さないよう注意してください。

- ※台所から出る野菜くずや残飯、ウェットティッシュ、紙オムツ、タバコ、ガム、布類など水に溶けない物
- ※ガソリンやシンナーなど危険物 (爆発の原因となる物)
- ※下記の物は、トイレに流せる物と流せない物の2種類があります。取扱に注意してください。
ティッシュペーパー、トイレ掃除用シート、赤ちゃんのおしり拭きなど

詳しくは役場上下水道課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】役場上下水道課 TEL 53-7213(内線 223)

8月の税

国民健康保険税 5期

固定資産税 2期

*納付は便利な口座振替で
納期限 8月31日まで

情報ボックス

INFORMATION

役場 電話53-2511 53-2374
B&G海洋センター 53-2911
中央公民館 53-2650 北部公民館 53-5017
やすらぎの家 53-2121

はかり定期検査の

お知らせ

計量法の規定により取引や証明に使用する「はかり」の定期検査が次のとおり行われます。この検査を受けないで「はかり」を取引や証明に使用することは、計量法違反行為となりますので該当者の方は必ず受検してください。

【検査日時】

平成19年8月31日(金)
午前10時30分から午後2時30分

【検査場所】

めぐみの農業協同組合 川辺支店

【持参するもの】

① はかり、付属品(電気コード、分銅、おもりなど)
② 岐阜県収入証紙(検査手数料分)

【対象となる「はかり」の例】

・ はかり売り商品に使用する「はかり」
・ 食品関連事業所(製造、加工、販売)で商品を袋詰め使用する「はかり」
・ 病院や薬局で使用する調合用の「はかり」
・ 学校、病院や保健センターで健康診断等に使用する「はかり」(体重計)

・ 宅配便に使用する「はかり」など

【問い合わせ先】

役場産業環境課
53-7212

岐阜県農業大学校

学生募集

岐阜県農業大学校は平成20年度の入学生を募集します。

【募集学科・人員】

野菜果樹学科・畜産学科
合計30名程度

【修業期間】

2年

【受験資格】

① 平成20年3月までに高等学校を卒業する見込みの者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者
② 推薦入試の場合は、県内高等学校長が推薦する者

【出願期間と方法】

・ 推薦入試
平成19年9月28日(金)～
10月19日(金)

・ 一般入試

平成19年12月4日(火)～
平成20年1月15日(火)
入学願書、高等学校調査書などを農業大学校へ提出
【入学試験日と試験科目】
・ 推薦入試

平成19年10月26日(金)

面接試験および論文

・ 一般入試

平成20年1月22日(火)
筆記試験(国語総合と選択科目1科目)および面接試験

【問い合わせ先】

岐阜県農業大学校
058621226

「わくわく体験館」

ガラス工房

「わくわく体験館」のガラス工房では、次のとおり講座を開催します。

【日時】

・ 木曜午前コース
午前9時～12時まで
(9/6、9/13、9/27、10/4、10/11、10/18)
・ 金曜午後コース
午後1時～4時まで
(9/7、9/14、9/21、9/28、10/12、10/19)
・ 土曜午前コース
午前9時～12時まで
(9/8、9/15、9/22、9/29、10/13、10/20)
【定員】
各コース3人(一般成人)
【会場】
「わくわく体験館」吹きガラス

ス工房

【受講料】 1万5000円

【応募締切日】
8月19日(日)

【応募方法】
電話で応募いただくか、直接窓口へ。

【問い合わせ先】

ささゆりクリーンパーク
「わくわく体験館」

0651515

退職金は国の制度で

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。掛金の助成や税法上の優遇など、有利な特典があります。安全確実な中小企業退職金共済制度をぜひご利用ください。

【お問合せ先】

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
0334360151

名古屋税関からの

お知らせ

名古屋税関では、終戦後に外地より引き揚げてこられた方々が税関などに預けた通貨や証券などをお返ししておりますが、今なお引き取り手が

なく、保管されたままになっ
ているものが多数あります。

返還請求・お問い合わせは、
ご本人はもとよりご家族の方
でも構いません。お心当たり
の方は、お気軽にお問い合わせ
してください。

【返還している通貨・証券】
・上陸地の税関又は海運局に
預けた通貨・証券など

・帰国前に在外公館や日本人
自治会などに預けた通貨・証
券のうち、その後日本に返還
されたもの

【通貨】

・旧日本銀行券
・旧日本軍軍票など

【証券】

・大東亜戦争割引国庫債券
・支那事変割引国庫債券など

【問い合わせ先】

財務省名古屋税関

監視部監視許可通関部門

☎052-654-4060

雇用保険制度一部改正

のお知らせ

平成19年10月1日以降に離職される方が、雇用保険の失業給付（基本手当）を受給するためには、原則として離職の日以前2年間に賃金支払いの基礎となる日が各月11日以

上ある月が12か月必要となり
ます。（事業主の方などが離職票の作成をするときもこの期間記入していただく必要があります。）

また、育児休業給付の給付率、教育訓練給付の要件・内容、短期雇用特例一時金の給付水準なども変更になりますので、詳しくは岐阜労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岐阜労働局職業安定課給付係

☎058-263-5519

ハローワーク美濃加茂

☎252-178

8月は

「道路ふれあい月間」

道路は、私たちの生活を支える欠くことのできない大切な社会資本ですが、空気のよいうにあまりにも身近な存在であるため、その重要性を見過ごされがちです。8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」です。この機会にもう一度あらためて、道路の重要性を考えてみましょう。

【問い合わせ先】

国土交通省岐阜国道事務所

☎058-271-9817

緑の募金運動

3月1日から5月31日まで
国土緑化運動の一環として『緑の募金』運動が行われ、町内での募金総額は41万2566円となりました。

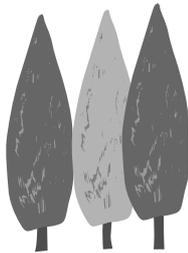
この募金は、学校、公園、公共施設などの環境緑化事業や苗木の無償配布、緑化の普及啓発などに使われます。皆様のご協力ありがとうございます。

また、緑化推進事業として地域公園・公民館などの緑化をする場合苗木の無償配布を行っています。希望される場合は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岐阜県緑化推進委員会可茂支部川辺分会（産業環境課内）

☎53-2511（内140）



相談窓口

健康相談

【日時】 8月 8日（水） 13時～14時
8月30日（木） 10時～11時
8月31日（金） 10時～11時
9月 4日（火） 13時～14時
【場所】 保健センター（8月30日はやすらぎの家）
【問い合わせ先】 保健センター TEL 53-2515

無料法律相談

【日時】 8月8日（水） 13時～16時（要予約）
【場所】 やすらぎの家
【問い合わせ先】 やすらぎの家 TEL 53-2121

心配ごと相談

【日時】 8月15日（水） 9時～12時
【場所】 やすらぎの家
【問い合わせ先】 役場住民課 TEL 53-2513

人権相談

【日時】 8月23日（木） 13時～16時
【場所】 やすらぎの家
【問い合わせ先】 役場住民課 TEL 53-2513

川辺町教育相談電話

【日時】 月～金曜日 8時30分～17時15分
【場所】 電話での相談 53-4649（直通）
【問い合わせ先】 教育委員会 TEL 53-2650



ふるさとの史話

その24



八坂山城跡

中川辺の西端にある御嶽山とその周辺は、古地図によると城みち・城山となつています。ふもとの毘沙門天の参道を城坂、裏山に馬場跡、秋葉山の中腹の城の段など、城に由緒ある地名が数多く残っています。また山頂には常に水をたたえた井戸や、多くの礎石が実在していて、面積も広大なものとなっております。

城郭は、梯郭式の形式を持つていたと推定され、曲輪もあつて、南面には出丸もあります。現在はそこに御嶽神社が祭られていて、東南方面の防備を考えた、室町時代初期(1336)の山城です。

城主は、鹿塩・下川辺などの集落では、赤松円心であつたと伝えられています。円心とは、南北朝初期の武将赤松則村のことで、足利尊氏の重臣でした。この円心が直接川辺に来訪したとは考えられませんが、当時、川辺を中心とした環境は一触即発の状況にありました。東濃地域は北朝側に、八

百津・関地域は、吉野の南朝側の支配にありました。その後の合戦で、関から岐阜方面は北朝側の手に落ちてしまつていきます。そのような情勢から、中継点にあつた八坂山、そこに築かれた山城は、その後の北朝側の一つの橋頭のなものではなかつたかと推測されます。

その後、室町期に入つて、支配が安定すると、取り壊されたのでしょうか。残念ながら史料が残っていないので、推定の域を出ていません。

八坂山城の山頂からは、蛇行する飛驒川とともに、川辺の町が展開し、飛驒街道・和知・兼山・森山方面が一望にできます。

川辺町文化財調査室
木下尚年



町長の机から ⑦1

法テラス

法律とか、裁判というところか近寄りたくない重々しい響きがあります。法律の困りごとがあるけれども、誰に相談してよいのか解らない、どこへ行つて聞けばよいのか解らない、という悩みでこままっている方もいらっしゃるのではないでしょうか。川辺町でも、年数回程度、無料法律相談所を開設して、弁護士が無料で法律相談に応じてくれます(予約制、問い合わせ先は、町社会福祉協議会 Tel.53-2121)。

けれども、今、ただちに相談したいと考えている方の緊急を要する問題については、充分に対応しきれません。ところで、「法テラス」という言葉をご存じでしょうか。正式名称を日本司法支援センターという法テラスは、総合法律支援法(平成16年6月2日公布)に基づき設立された独立行政法人で、全国各地で法的トラブルを解決するための情報やサービスを受ける社会を目指しています。「法で社会を明るく照らしたい。」「人びとがくつろげる陽当たりのよいテラスのような場所になりたい。」という思いを込めて法テラスと名付けられました。そして、このほど町見市に法テラス可児法律事務所が開設されました(町見市広見1-34-1 Tel.050-3383-0005 Fax 61-2940 太田晃弘 弁護士)。7月6日に開所式が催され出席いたしました。可児市、加茂郡、可児郡)には、23万人の住民が住んでおり、この地域を管轄する裁判所は、岐阜地方裁判所御嵩支部(御嵩町)です。ところが、この地域で開業している法律事務所は、平井治彦法律事務所(町見市 Tel.61-1516)ただ1ヶ所でした。こういう地域のことを、司法過疎地域と呼ぶそうです。今般、法テラス可児法律事務所が開設された法的トラブルの紛争解決に役立つ情報を無料で提供する業務を開始されたことは、司法過疎地域に住む私たちに、とても心強くありがたいことだと思えます。赴任された太田晃弘弁護士は、33歳の若く情熱あふれる先生で、東京から志願して法テラス可児へ赴任されたそうです。私たちの身近な相談相手として、おおいに活躍されることを期待しております。なお、一度川辺町へも来ていただきたいと先生にお願いしたところ、即座に快諾していただきました。皆様にご紹介する日も近いことでしょう。

川辺町長 佐藤光宏

町章

昭和43年10月に制定。川辺町のかしら文字「川」と「辺」を円形に図案化したもので、発展と団結および円満、平和を表します。



平成19年8月5日号 Vol.458

発行/岐阜県加茂郡川辺町

編集/総務企画課

電話/0574-53-2511

FAX/0574-53-2374

http://www.kawabe-gifu.jp

e-mail:office@town.gifu-kawabe.lg.jp



古紙配合率100%・白色度70%再生紙を使用しています。



この印刷物は石油系インキではなく、地球に優しい大豆油を使用したインキで印刷されています。